

第2回 法曹の質に関する検証結果について【概要】

附帯決議の内容

令和7年3月 法務省司法法制部

現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことが「**法曹の質**」に及ぼす影響につき、必要な分析を行うこと
(第213回国会(令和6年)衆・参法務委員会等)

I 活動領域(5分野)に関する調査

※法曹の活動分野における利用者等からの評価を調査－第1回調査(R4.3公表)からの経時の変化を分析

【分野①】法律相談

- 弁護士の法律相談に対する利用者の評価を調査(今回調査ではイ及びウを追加)
 - ア 原子力損害賠償・廃炉等支援機構実施の利用者アンケート(回答数1,286)
 - イ 日弁連交通事故相談センター実施の利用者アンケート(回答数2,223)
 - ウ 東京三弁護士会運営の法律相談センターで回収した利用者アンケート(回答数7,160)
(協力:原賠機構、日弁連交通事故相談センター、東京三弁護士会)

【分野②】企業

- 法曹有資格社員に対する企業の評価を調査
 - ・アンケート調査(回答数57)
 - ・ヒアリング調査(3社)
(協力:経団連、経営法友会ほか)

【分野③】児童福祉

- 弁護士に対する児童相談所の評価を調査
 - ・アンケート調査(回答数209)
(協力:こども家庭庁)

【分野④】高齢者福祉等

- 弁護士に対する福祉関係者の評価を調査
 - ・ヒアリング調査(3か所)
(協力:法テラス)

【分野⑤】教育行政

- 弁護士に対する教育委員会の評価を調査
 - ・文部科学省の「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」の結果を分析
(回答数1,785) (協力:文部科学省)

※「民事訴訟」分野については、第1回調査の後、資料となる「民事訴訟利用者調査」(民事訴訟制度研究会取りまとめ)の更新がないため、本調査では、この分野の調査は実施しなかった。

II 活動領域以外に関する調査 ※より客観的な指標として今回調査から追加設定

【指標①】司法修習生考試(二回試験)の不合格状況

(協力:最高裁判所)

【指標②】弁護士に対する苦情申立て及び懲戒処分件数の推移状況

(協力:日本弁護士連合会)

I 活動領域(5分野)に関する調査結果(概要)

- いずれの分野においても、法曹の活動等に対する利用者等の評価はおおむね高く、第1回調査との比較でも、法曹の質が低下していると認めるに足りる事情は見当たらなかった
- 若手法曹(司法修習期66期以降)一般について、その資質・能力や活動の質が他の法曹と比較して劣っているとの評価は確認できなかった

II 活動領域以外に関する指標の調査結果(概要)

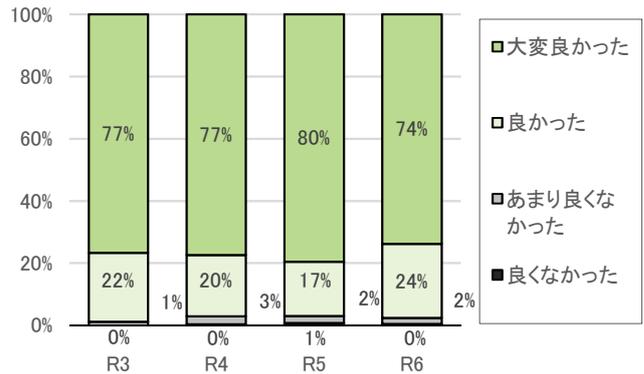
- 二回試験の不合格状況は落ち着いた水準で推移
- 弁護士に対する苦情申立て及び懲戒処分件数の推移も、司法修習期66期以降の弁護士数が大幅に増加している状況下で、弁護士一人当たりの割合に増加傾向は見られなかった

I 法曹の活動領域（5分野）に関する調査結果

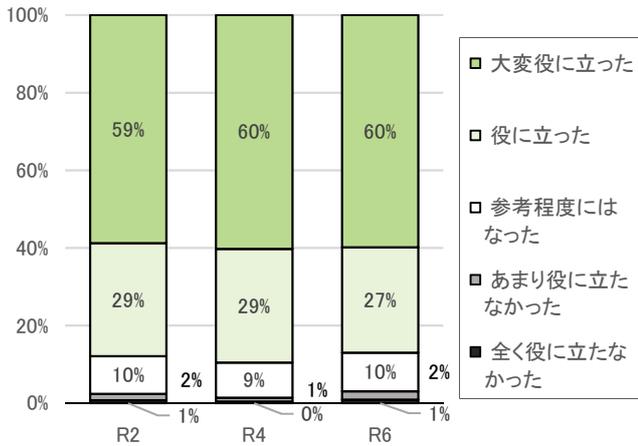
【分野①】法律相談：3団体による法律相談の利用者アンケートの分析

- ・ほとんどの法律相談利用者が**弁護士の対応等が良かった**、法律相談に満足等と回答
- ・法律相談担当の弁護士のうち、**司法修習期66期以降の若手弁護士が占める割合が横ばいなし**増加する中、いずれのアンケートにおいても**高評価が継続**

〔原賠機構：弁護士の対応等〕



〔交通事故センター：説明が役に立ったか〕



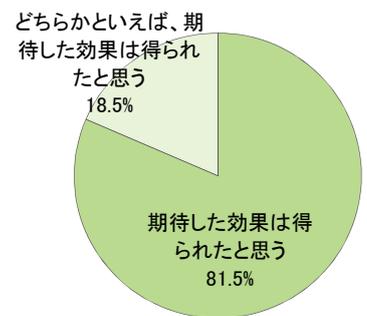
〔東京三会法律相談センター：満足度〕



【分野②】企業：企業に対するアンケート調査・ヒアリング調査※1

- ・企業内弁護士数は、前回調査時の2,820名から3,391名※2に増加
- ・法曹資格の有無を考慮して法曹有資格社員を採用したと回答した企業27社全てが「**期待した効果を得られた**」※3と回答
- ・高く評価されたのは、「**論理的な思考力**」「**事案分析能力**」「**深い法律知識**」「**幅広い法律知識**」など
- ・ヒアリングした企業はいずれも、**若手法曹総体としての質の低下は感じていない旨回答**

〔期待した効果を得られたか〕

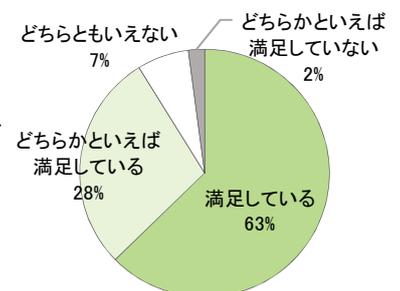


※1 法務省が実施（アンケート調査の回答社数は57、ヒアリング調査は3社）
 ※2 日本組織内弁護士協会調べ。なお、司法修習期66期以降の弁護士も1,148名から1,657名に増加
 ※3 「どちらともいえない」「どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う」「期待した効果は得られていないと思う」を選択した企業はなかった

【分野③】児童福祉：児童相談所に対するアンケート調査※1

- ・児童相談所に勤務する弁護士数は、前回の197名から307名に増加
- ・ほとんどの児童相談所が、**弁護士の対応に満足**と回答
- ・高く評価されたのは、「**幅広い法律知識**」「**論理的な思考力**」「**深い法律知識**」「**児童福祉に関する理解力**」「**事案分析能力**」など
- ・司法修習期66期以降の評価は、項目により全体平均を下回るものも上回るものもあり、**質の低下を肯定するに足る事情は認められない**

〔弁護士の対応に対する満足度〕



※1 法務省が実施（回答数は209）

【分野④】 高齢者福祉等：福祉関係者に対するヒアリング調査

- ・ 3つの地域の福祉関係者が、**弁護士の活動に満足している**と回答
- ・ 高く評価されたのは「相手に伝える力・話をまとめる力・聞き取る力」「精力的・主体的に取り組む姿勢」「福祉分野に対する理解をもって支援対象者の話を傾聴する姿勢」など
- ・ 司法修習期66期以降を含む弁護士の資質・能力に不満を述べた地域はなかった

〈弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価・一部抜粋〉

①東京都 葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで関わってきたほとんどの弁護士について、相手への伝え方、話のまとめ方、聞き取り方等が上手だと感じており、かつ、一生懸命に取り組んでもらっているため、満足している。弁護士によって得意不得意な分野はあり、特定分野への精通度の違いを感じることはあるが、それは人生経験の差や弁護士としての経験の長短による差と思われるが、若手の弁護士の質が低いとは特に感じていない。
②長崎県 雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・ どの弁護士もしっかり取り組んでくれ、非常にありがたい。事案の問題点を的確に把握してくれており、職員が少し補足して説明するだけで的確なアドバイスをくれる。支援対象者の話をしっかり聞き、時間いっぱいかけてどのような解決方法があるか一緒に検討してくれ、問題の解決に向けて主体的に導こうとする姿勢が見られるので非常に頼りにしている。 ・ 若手の弁護士だから質が低いとは全く感じないし、その質が下がっているなどということも全くない。地域的に、法テラスが近くにあるというだけでも非常に助かっている。
③福岡県 久留米市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に職員に弁護士に対する満足度調査を行ったところ、15名中、「とても満足」5名、「ある程度満足」8名、「どちらともいえない」1名、「あまり満足していない」1名、「全く満足していない」は0名だった。このように、ほぼ全ての職員が高く評価。 ・ 若手の弁護士だから質が低いというような感想はなく、能力、熱意、知識とも若手か否かで差は特に感じていない。

【分野⑤】 教育行政：「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」※1の分析

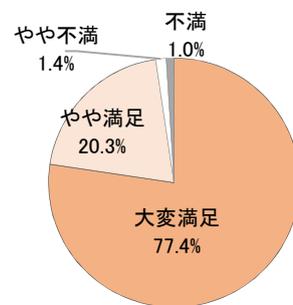
- ・ スクールロイヤー※2による法務相談体制があると回答した教育委員会の数は、第1回法曹の質調査時の189から296に増加
- ・ 前記教育委員会のほとんどが法務相談等における**弁護士の対応に満足**※3と回答
- ・ 弁護士との連携等に関する事例集の作成等や、法務相談体制の拡充等を求める声あり

※1 文部科学省が全国の教育委員会を対象に実施（回答数1,785）

※2 自治体の法務全体に関する顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士

※3 「大変満足」又は「やや満足」と回答した割合の合計

（弁護士の対応に対する満足度）



II 法曹の活動領域以外に関する指標の調査結果

【指標①】 二回試験の不合格状況の調査

- ・ 新司法試験の開始後一時的に不合格の割合が上昇したが、司法修習期66期以降は2%程度以下で推移しており、特に70期以降は**1%以下と落ち着いた水準で推移**
- 法曹養成課程が期待される養成機能を果たしていないと認めることはできなかった

【指標②】 弁護士に対する苦情申立て及び懲戒処分件数の推移状況の調査

- ・ 弁護士会員数は増加し、**司法修習期66期以降が全体の3割に**（※令和4年12月1日時点）
- ・ 苦情申立て件数：増加傾向にあるが、**弁護士一人当たりの苦情を申し立てられる割合に増加傾向は見られない**
- ・ 懲戒処分件数：おおむね横ばいで、**弁護士一人当たりの懲戒処分割合に増加傾向は見られず**、司法修習期66期以降の懲戒処分を受けた割合は全体平均より低い